

○芦屋町地区計画等の案の作成手続に関する条例

平成 6 年 9 月 26 日 条例第 22 号

芦屋町地区計画等の案の作成手続に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 16 条第 2 項の規定に基づき、地区計画等の案の内容となるべき事項（以下「地区計画等の原案」という。）の提示方法及び意見の提出方法を定めることを目的とする。

(地区計画等の原案の提示方法)

第 2 条 町長は、地区計画等の案を作成しようとする場合においては、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を公告し、当該地区計画等の原案を当該公告の日の翌日から起算して 2 週間公衆の縦覧に供しなければならない。

- (1) 地区計画等の原案の内容のうち、種類、名称、位置及び区域
- (2) 縦覧場所

(地区計画等の原案に対する意見の提出方法)

第 3 条 法第 16 条第 2 項に規定する者は、前条の規定により縦覧に供された地区計画等の原案について意見を提出しようとする場合においては、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 1 週間を経過する日までに、意見書を町長に提出しなければならない。

(委任)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。